

郡山市公共工事中間前金払取扱要綱

平成 26 年 3 月 31 日制定
令和 8 年 9 月 1 日最終改正
[財務部契約検査課]

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、郡山市財務規則（昭和 40 年郡山市規則第 48 条）第 79 条の 2 第 2 項に規定する本市が発注する建設工事中間前金払（以下「中間前金払」という。）をする場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(中間前金払の対象工事)

第 2 条 中間前金払の対象工事は、前金払をした請負代金額が 300 万円以上のものとする。

(中間前金払の要件)

第 3 条 中間前金払は、次の要件をすべて満たしている場合に支出するものとする。

- (1) 工期の 2 分の 1 を経過していること。
- (2) 工程表により工期の 2 分の 1 を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要した経費が、請負代金額の 2 分の 1 以上の額に相当するものであること。
- (4) 当初の前払金が支出済であること。

(中間前金払の額)

第 4 条 中間前金払の額は、請負代金額の 10 分の 2 を超えない額とし、1 万円未満の端数を切り捨てるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、継続費又は債務負担行為に基づき、工期が複数年度にわたる工事についての中間前金払は、各年度の出来高予定額を請負代金額とみなし、各年度の年割額に相当する部分の金額に対して支払うことができる。ただし、当該年度の年割額の範囲内で支払ができる場合に限り、当該年度及び翌年度以降の出来高予定額に対して支払うことができるものとする。

3 前項の取扱いは、工事請負契約に特約条項を追加して行うものとする。

(中間前金払の申請)

第 5 条 中間前金払を受けようとする者(以下「受注者」という。)は、中間前金払認定請求書（第 1 号様式）に工事履行報告書（第 2 号様式）を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の認定請求書が提出されたときは、中間前金払の要件を満たしているか認定を行い、中間前金払認定・未認定調書（第 3 号様式）により、当該認定請求書の提出があった日から 10 日以内に受注者に通知するものとする。

3 中間前金払の認定を受けた受注者は、請求書及び保証事業会社が発行した中間前払金保証書を市長に提出しなければならない。

(中間前金払の変更)

第 6 条 市長は、中間前払金の支払後、設計変更その他の理由により請負代金額を増額したときは、増額後の金額により算出された中間前金払の額から支払済みの中間前金払の額を差し引いた額以内で中間前払金を追加払することができる。この場合において、中間前金払の申請及び支払の方法は、前条及びこの条を準用する。

2 市長は、中間前払金の支払後、設計変更その他の理由により請負代金額を減額した場合であつて、既に支払った額が前金払の額及び中間前金払の額（以下「前金払等の額」という。）が減額後の請負代金額に基づく前金払等の額に当該減額後の請負代金額の 10 分の 1 に相当する額を加えた額を超えるときは、当該超過額を返還させるものとする。ただし、超過額が相当の額に達し、これを返還させることが中間前払金の使用状況からみて著しく不適當であると認められるときは、受注者と協議して返還額を定めるものとする。

（中間前払金の使途制限）

第 7 条 中間前払金は、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充ててはならない。

（中間前払金の返還）

第 8 条 市長は、中間前金払を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、既に支払った中間前払金の全部又は一部を返還させるものとする。

(1) 中間前払金を前条に規定する経費以外に使用したとき。

(2) 保証契約が解約されたとき。

(3) 当該工事に係る請負契約が解除されたとき。

（遅延利息）

第 9 条 第 6 条第 2 項及び前条の規定により中間前払金を返還すべき者が、指定された期限までに返還しないときは、返還期限の翌日から返還の日までの日数に応じ、当該工事請負契約約款に定める割合で計算して得た額の遅延利息を併せて市長に納付しなければならない。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

中間前金払認定請求書

年 月 日

郡 山 市 長

住 所
（所在地）
受 注 者 氏 名
（名称及び代表者）

年 月 日付けで契約締結した下記工事について、郡山市工事請負契約約款第 35 条第 6 項の規定に基づき中間前金払の認定を請求します。

記

契 約 番 号	
工 事 名	
施 行 場 所	
工 期	
請負代金額	
備 考	

工事履行報告書

工 事 名			
工 期			
日 付			
月 別	予 定 工 程 % （ ）は工程変更後	実施工程 %	備 考
(記事欄)			

監 督 員

主任(監理) 技 術 者

中間前金払認定・未認定調書

受 注 者	住 所 (所在地)	
	氏 名 (名称及び代表者)	
契 約 番 号		
工 事 名		
施 行 場 所		
工 期		
請 負 代 金 額		
摘 要※ ¹		
上記工事について、その進捗を調査したところ、郡山市工事請負契約約款第 35 条第 4 項に基づく中間前金払をすることができる要件を具備していることを（認定します。・認定しません。）※² 年 月 日 郡山市長		

（注）※¹ 下記の状況を記載すること。

- (1) 工期の 2 分の 1 を経過しているか。
- (2) 工程表により工期の 2 分の 1 を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われているか。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要した経費が、請負代金額の 2 分の 1 以上の額に相当しているか。

※² いずれかを削除して回答すること。